

特定非営利活動法人 PIARAS 会員規約

この会員規約は、特定非営利活動法人 PIARAS（以下「当団体」という）と、当団体の正会員（以下「会員」という）との関係に適用する

第1条（会員の定義）

- 1 会員とは、当団体の目的に賛同し、当団体に入会を認められた個人及び団体の会員をいう
- 2 賛助会員とは、当団体の目的に賛同し、当団体に入会を認められ、団体活動を賛助する個人及び団体の会員をいう

第2条（入会）

- 1 入会の申込をする場合は、理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むこととし、入会金、年会費を納入するものとする

第3条（入会金及び年会費）

- 1 入会金及び年会費は次のように定める
会 員 入会金 3,000 円 年会費 1,000 円
賛 助 会 員 入会金 3,000 円 年会費一口 5,000 円(口数任意)

第4条（入会の成立）

前項に定める入会金及び年会費の入金を確認したときに成立する

第5条（会員資格の有効期間）

- 1 会員資格の有効期間は、当団体決算月末日（毎年3月31日）までとする
- 2 有効期間満了前に当団体より継続のための案内を送付する
その案内により、次年度の年会費を指定期限日までに納入することにより会員期間を1年延長することができる

第6条（会員特典）

- 1 会員は、以下に掲げる特典を受けることができる
(1) 当団体が主催する講習会や勉強会、その他イベント等に会員価格で参加することができる
- 2 賛助会員は、以下に掲げる特典を受けることができる
(1) 当団体が主催する講習会や勉強会、その他イベント等に会員価格で参加することができる

第7条（総会における表決権）

- 1 当団体は年1回の定例総会と不定期に開催される臨時総会において、当団体の運営に関する決定を行う
- 2 総会は、会員(正会員)をもって構成する
- 3 当団体における表決権等は、当団体定款27条によって定められる

第8条（会員情報の変更）

会員は、入会申込書に書かれた内容について変更があったときは、速やかに書面をもってその旨を当団体に通知しなければならない

第9条（会員資格の喪失）

会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する

- (1) 本人から退会届の申出があったとき (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 正当な理由なく継続して1年以上会費を滞納したとき (4) 除名されたとき

第10条（退会）

会員は、当団体が別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる

退会した後、再度会員になる場合は入会金が発生します

第11条（除名）

- 1 当団体は、会員が次のいずれかに該当する場合は、総会の議決により、これを除名することができる
(1) 当団体の定款等に違反したとき (2) この会員規約に違反したとき (3) 当団体の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
(4) その他、当団体が会員として不適切と判断した場合
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない

第12条（抛出品品の不返還）

既に納入した入会金、年会費及びその他の抛出品品は、これを返還しない

第13条（会員規約の変更）

当団体は、運営のために必要と判断される場合、理事会の議決を経て、本規約を変更することがある

第14条（情報の取り扱い） 「会員情報」を厳重に保管し、正当な理由がある場合を除いて第三者に会員情報を開示しない